

岩手県告示第853号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成27年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 道ノ上

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
二戸市	堀野	道ノ上	17番1地先水路敷	標柱1号
			13番1	標柱7号
			13番1地先道路敷	標柱8号
			13番5地先道路敷	標柱9号
			15番地先道路敷	標柱10号
			16番3地先水路敷	標柱11号
		上ノ山	43番2	標柱2号
			60番、62番、63番1、63番2、63番3及び66番	標柱3号
			47番	標柱4号
			40番	標柱5号
			大平	40番